

○加入について

Q1 交通災害共済に加入できるのはどんな人ですか？

A 組合を組織している市町村（※）に住民登録のある方が加入できます。
また、外国人の方でも、住民登録をしていれば加入できます。

(※)

島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、
雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐
見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

Q2 組合市町村の区域外に住んでいて、組合市町村に通勤、通学している人は加入できますか？

A 加入対象者は、組合を組織している市町村に住民登録がある方ですので、加入できません。

Q3 就学の為に一時転出している場合でも、加入できますか？

A 就学の為に一時的に転出している場合、当該組合市町村に住民票がなくとも加入は認められています。その際、加入者証には、実家の住所を記入してください。

Q4 掛金はいくらですか？また、どこに支払えばいいですか？

A 掛金は、年間 1 人 500 円です。加入申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて、お住まいの市役所、町役場の窓口へ提出してください。

Q5 交通災害共済から抜けたいのですが、掛金は返してもらえますか？

A 原則として、掛金の返還は行いませんが、共済期間が始まる前に加入をされた方で、共済期間開始（4 月 1 日）前に死亡された等のやむを得ない理由がある場合は返還いたします。

Q6 掛金を 1,000 円納めれば、見舞金の額は 2 倍もらえますか？

A 本事業は見舞金制度であり、保険制度とは違うため、掛金は 1 人につき 500 円です。（500 円以上支払われた場合は、返金することとなります。）

Q7 苗字が変わった場合は、届け出が必要ですか？

A 組合への届け出は必要ありませんが、支部の控えと加入者の控えを訂正のうえ、見舞金の請求時に苗字が変わったことを報告していただければ結構です。

○請求について

Q8 見舞金の請求に必要な書類を教えてください。

A 災害見舞金請求書、交通事故証明書（ない場合は災害発生現認書）、交通事故申立書、医師の診断書を揃え、市役所、町役場の窓口に提出してください。

Q9 見舞金の請求に必要な書類はどこでもらえますか？

A 災害見舞金請求書、交通事故申立書、災害発生現認書は、市役所・町役場の窓口で受け取ることができます。交通事故証明書は、警察署で発行してもらってください。

Q10 見舞金はいつでも請求できますか？

A 事故に遭われた日から2年が過ぎると請求できなくなります。

Q11 加入後に、組合市町村から転出した場合は、見舞金の請求はできなくなりますか？

A 共済期間開始日（4月1日）に組合市町村に住所を有していれば、共済期間の途中で転出した場合も見舞金の請求はできます。
なお、請求する場合は、加入申し込みをした市町村に請求してください。

Q12 交通事故証明書が取得できない場合、見舞金の請求はできませんか？

A 交通事故証明書がない場合でも、「交通事故」であると判断することができれば、災害発生現認書を添付してもらうことにより、「交通事故証明書がない場合」（1万円）の区分での請求ができます。

その際、災害発生現認書に署名していただく人は、原則として2名必要です。現認者がいない場合は、家族等や知り合い等、交通事故があった事實を証言していただける方で結構です。

Q13 診断書は交通災害共済用の診断書でなければいけませんか？

A 基本的には、交通災害共済用の診断書を添付しての請求になりますが、病院独自の診断書や、保険会社に提出した診断書の写しでも構いません。ただし、通院の場合は、実際に通院した日数、通院日がわかるようなものに限ります。

Q14 1日に2つの病院に行った場合、通院日数は2日になりますか？

A 1日に複数の病院に行かれた場合でも、算定する日数は1日となります。

Q15 見舞金は治療中でも請求できますか？

A 請求することは可能です。その場合、事故日から2年以内であれば、請求後にかかった差額を再請求することもできます。

なお、完治前に複数回見舞金の請求をすると、未請求分の新たな診断書が必要になり、費用もかかりますので、2年内の治療であれば、できるだけ完治してからの請求をおすすめします。

Q16 治療中にまた事故に遭ってしまいました。その分も請求できますか？

A 共済期間内であれば、別の事故に係るものとして請求することができます。

Q17 整骨院や鍼灸院にかかった場合、見舞金請求の対象になりますか？

A 病院に受診後、医師の診断書を提出した場合のみ見舞金の対象となりますが、見舞金の請求を行う際には、通常の添付書類に加え、自動車損害賠償保険が認定した施術証明書や施術日数及び施術内容等が確認できる明細書等の提出をお願いします。

Q18 自賠責の障害等級第1～3級の診断をされた場合、診断書はどうすればいいですか？

A 障害の部位、程度、治療日数がわかる診断書（自賠責の後遺障害診断書等）の提出をお願いします。

Q19 自損事故の場合でも、見舞金の請求できますか？

A 自損事故の場合でも、見舞金の請求はできます。

ただし、飲酒運転、居眠り運転等の法令違反、重大な過失がある場合は、見舞金を支給しない、または見舞金の一部を制限する場合があります。

Q20 交通事故で相手をケガさせた場合、相手にも見舞金は支給されますか？

A 見舞金は加入者本人に支払われるものですので、事故の相手方には支給されません。

Q21 同乗者が事故に遭った場合、見舞金の請求はできますか？

A 共済加入者であれば、請求できます。

Q22 交通事故の加害者となった場合でも見舞金の請求はできますか？

A 共済加入者であれば、請求できます。

ただし、故意または重大な過失による事故の場合、見舞金を支給しない、または見舞金の一部を制限する場合があります。

- Q23 見舞金の請求は本人以外もできますか？
- A 基本的には、本人の請求になります。
ただし、災害を受けた加入者が未成年や請求ができない高齢者、死亡された等、理由がある場合は、ご家族の方等が請求することもできます。
- Q24 加入者が交通事故で死亡した場合には、誰が見舞金の請求をすればいいですか？
- A 遺族の方が請求することができます。請求することができる順位は配偶者（内縁の妻含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となります。
- Q25 加入者が死亡し、配偶者がいない場合で、請求者が子であるとき、通常の請求とは別に必要な書類はありますか？
- A 請求者に兄弟がない場合・・・「請求者と加入者の関係がわかる戸籍謄本」
請求者に兄弟がいる場合・・・「請求者と加入者の関係がわかる戸籍謄本」「総代者選任届」
- Q26 交通事故で加入者が怪我をしたが、その交通事故を物件事故として取扱った場合、交通事故証明書は同乗者の記載がされない。
加入者が同乗者の場合、この事故証明書を添付して請求することができますか？
- A 事故証明書で加入者名が確認できない場合、事故証明書がない場合と同様に現認書での取扱となります。
- Q27 初診が歯科等の場合でも、請求が可能ですか？
- A 交通事故が原因と考えられる傷病等については対象となります。
その後、その治療のため整骨院等への受診につきましては、医師が認めた場合は日数に加算して請求できます。
- Q28 時効の起算日は災害を受けた日から2年以内ですが、日数の計算方法について教えてください。
- A 請求書を支部（各市町）で受け付けた日が2年以内かどうかで判断いたします。
なお、2年経過時まだ入・通院継続中であっても、2年内に請求いただいた分までが対象です。
- Q29 入・通院後に自宅での薬の服用のみの治療は治療日数に含みますか？
- A 含まれません。
治療日数としてカウントできるのは、実際に入・通院をした日数のみが対象となります。

○支給について

Q30 請求してから加入者に見舞金が振り込まれるまでに、どのくらいかかりますか？

A 審査を行ってからの振込になりますので、本組合に到着してから 2 週間前後で振込となります。

Q31 請求者以外の口座に振り込みは可能ですか？

A 基本的には、請求者本人の口座に振り込みますが、請求者が未成年、口座を持っていない等の理由がある場合は、可能です。

Q32 災害を受けた人（被災者）と見舞金振込先（名義人）が違う場合、住民票が必要ですか？

A 基本的には、災害を受けた方の口座への振込となります。被災者が未成年である、口座を持っていない等の場合は、家族の方等への振込も可能です。

その際、必ず住民票を添付しなければならないということはありませんが、市役所、町役場の窓口で、被災者と名義人との続柄をお伝えください。

○その他

Q33 歩いているときに転倒して負傷しました。見舞金の請求はできますか？

A 交通事故ではないため、請求できません。

Q34 乗り合いバス乗車中、バスの急ブレーキにより、転倒してケガをしました。交通事故証明書の取得ができない場合「交通事故証明書がない場合」にしか該当しませんか？

A 交通事故証明書の取得ができる場合がありますので、まずは、警察への届け出をおねがいします。交通事故証明書の取得ができない場合は、バス会社から事故時の詳細を記載した証明書を発行してもらってください。自動車安全運転センターが発行する事故証明書の代わりとして、当該証明書により災害見舞金の請求ができます。（「交通事故証明書がない場合」以外の区分で取り扱えます。）

- Q35 • 車のドアで指を挟んでケガをしました。
• トラックの荷台で作業中に転落してケガをしました。
見舞金の請求はできますか？
- A 上記の事故は、「単なる事故」であり、「交通事故」ではないため、見舞金請求の対象になりません。
- Q36 自転車で転倒して負傷しました。見舞金の請求はできますか？また、事故証明書は発行されますか？
- A 自転車での転倒による負傷も見舞金請求の対象になります。（小児用自転車は除く。ただし、小児用自転車でも車輪の直径が 16 インチ以上のものは含む。）
事故証明書は、警察に届け出をし、警察において「交通事故」であると判断されれば申請により、交通事故証明書が発行されます。
- Q37 バイク、自転車の乗り降りの際に転倒して負傷しました。見舞金の請求はできますか？
- A バイク、自転車の乗り降りも、場所や状況によっては、運転に伴う動作に含まれるものとして、見舞金の請求の対象となる場合があります。
- Q38 シルバーカー・シニアカーで転んでケガをしました。見舞金の請求はできますか？
- A 対象にはなりません。
シルバーカーは、ベビーカーのような押し車であり、歩行者として扱われます。
シニアカーは、時速6kmの歩行補助具です。シニアカーも道路交通法上は、歩行者として取り扱われています。
- Q39 自宅敷地内での事故を起こしました。見舞金の請求対象となりますか？
- A 対象なりません。
なお、不特定多数の車両の出入りがある病院の駐車場等は、公道とみなされますので、当該敷地内での交通事故においては、見舞金の対象となる場合があります。